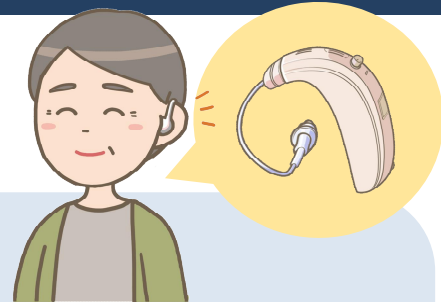


鹿追町高齢者補聴器購入費助成事業について

中等度の聴力低下によりコミュニケーションを図ることが困難な方に対して、補聴器購入費の一部を助成します。



<対象者>

鹿追町に住所があり、以下の要件をすべて満たす方

- (1) 耳鼻咽喉科医により補聴器の使用が必要と証明された 65 歳以上の方
- (2) 両耳または片耳の聴力が中等度（聴力レベル 40 デシベル以上 70 デシベル未満）であり、聴力障害による身体障害者手帳を所持していない方

<助成品目>

耳かけ型または耳穴型の補聴器本体

助成額

30,000 円 まで （一回限り）

【重要】助成決定通知書が届くまでは、補聴器を購入しないでください。

～助成を受けるまでの流れ～

順番	すること	内容・注意点
1	書類を受け取る	トリムセンターで「申請書・意見書」を受け取ります。
2	耳鼻科を受診する	「意見書」を持って耳鼻科へ行き、中等度難聴の証明を受けます。 ※診療・検査・書類作成料は自己負担です。 ※対象：両耳または片耳の聴力が 40dB 以上 70dB 未満の方
3	見積書をもらう	購入予定の業者に、「見積書」の作成を依頼します。 ※この時点では、まだ購入できません。
4	書類を提出する	トリムセンターへ「申請書・意見書・見積書」を提出します。
5	決定通知書を待つ	トリムセンターから「助成決定通知書・請求書」が届いたら、購入の手続きへ進みます。
6	補聴器を購入する	「見積書」にある補聴器を購入し、業者から「領収書」を受け取ります。
7	助成金を請求する	「請求書・領収書・振込先通帳のコピー」をトリムセンターへ提出します。その際に「印鑑」をご持参ください。 書類確認後、指定口座へ助成金を振り込みます。

お問い合わせ：鹿追町役場 保健福祉課 包括ケア係 電話 66-1311